

平成31年4月

定例教育委員会

新庄市教育委員会

教育長報告（1）

新庄市地域担当職員制度実施規程の制定について

新庄市訓令第3号
新庄市議会訓令第1号
新庄市教育委員会訓令第2号
新庄市選挙管理委員会訓令第1号
新庄市監査委員訓令第1号
新庄市農業委員会訓令第1号



序 中
出先機関

新庄市地域担当職員制度実施規程を次のように定める。

平成31年3月28日

新 庄 市 長	山 尾 順 紀
新 庄 市 議 会 議 長	小 野 周 一
新庄市教育委員会教育長	高 野 博
新庄市選挙管理委員会委員長	矢 作 勝 彦
新庄市代表監査委員	大 場 隆 司
新庄市農業委員会会長	浅 沼 玲 子

新庄市地域担当職員制度実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地域と行政が互いに情報を共有し、公共の課題解決に向けて取り組む地域担当職員制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当職員の任命)

第2条 地域ごとに当該地域に関する職務を担当する職員（以下「担当職員」という。）は、市長が任命する。

2 地域担当職員制度の地域区分は、市長が別にこれを定める。

3 担当職員を管理監督するため総括責任者を置き、副市長をもって充てる。

(担当職員の職務等)

第3条 地域担当職員制度の事務は、新庄市行政組織規則（平成15年規則第13号。以下「行政組織規則」という。）第7条第3項の規定によ

る特別の事務とする。

2 担当職員の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域の実態把握及び情報収集に関すること。
- (2) 地域の課題解決のために必要な助言及び連絡調整に関すること。
- (3) 行政情報の提供に関すること。
- (4) その他地域活動の活性化の推進に関すること。

(班の設置)

第4条 前条の職務を行うため、地域ごとに班を編成し、班長及び副班長を置く。

2 班長は、担当職員の職務に関する事務を統括する。

3 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるとき又は班長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 職務の執行に際しての指揮監督は、行政組織規則の規定にかかわらず、それぞれ上位の責任者が当たるものとする。

(班長会議)

第5条 総括責任者は、地域担当職員制度の情報交換及び連絡調整を行うため、必要に応じて班長会議を招集する。

(庶務)

第6条 地域担当職員制度に関する庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、地域担当職員制度の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。